平成２２年（フ）第４７５号
相模原市緑区相原６丁目１番36号　フジコーポ201
債務者　山崎みち子こと　李　　秀珍
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４８７号
相模原市中央区相模原４丁目８番４号　ＭＳドウエル４ＦＡ
債務者　滝澤　龍朗
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２３１号
愛知県豊橋市東岩田１丁目17番地の13
債務者　伊藤　敏治
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４３号
愛知県豊川市御油町西井領11番地の３　アンシャンテ202号
債務者　中村　英俊
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４４号
愛知県豊川市御油町西井領11番地の３　アンシャンテ202号
債務者　中村かおり
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４５号
愛知県豊川市西豊町２丁目101番地　エスポアハイム106号
債務者　丸山千世子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４８号
愛知県豊橋市草間町字平東130番地３　604
債務者　山本　　崇
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４９号
愛知県豊橋市西小田原町100番地１　405
債務者　太田　隆一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２５５号
愛知県豊橋市吉川町24番地の１
債務者　榊原すみ子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６０号
愛知県豊橋市富士見台６丁目５番地の30
債務者　渥美　和子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６１号
愛知県豊橋市牟呂市場町２番地の１　205
債務者　白井　郁子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２７号
岡山県苫田郡鏡野町円宗寺1337番地１
債務者　廣田　時子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後４時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第５７号
秋田県山本郡三種町鹿渡字八幡越114番地14
債務者　米内　常典
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午前10時
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第５８号
秋田県山本郡三種町鹿渡字八幡越114番地14
債務者　米内美香子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午前10時
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第８０号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字東明田地314番地
債務者　谷屋めぐみ
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部